

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認 令和2年1月14日

東京都作業部会確認年月日 令和2年1月15日

事業名 東京2020大会に関連する会場施設等へのルック等製作・設置・撤去・廃棄に係る業務委託

案件名 東京2020大会に関連する会場施設等へのルック等製作・設置・撤去・廃棄に係る業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		・本件の経費は、平成29年5月31日の大枠の合意の考え方に基づき、費用負担のあり方については、協議の上決定する必要がある。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・本件は、組織委員会が大会運営の一環として行う事業であり、執行も一括した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・総合的なルック・オブ・ザ・ゲーム（大会外観）プログラムの実施は、開催都市契約で定められており、大会運営に不可欠な事項である。	
	効率性	・実装については、設計委託業者への発注を行うことにより、適正な品質管理を行うとともに、実施設計の結果を踏まえつつ、一定の上限額を定め、適切な製作・実装のレベル、経費の精査を図りたい。	
	納得性	・上限額の範囲内で調達を開始することを認めるが、実装の範囲・品質等の精査、費用削減を図り、施工工程を確定する前に実装規模等を踏まえた市場価格との比較・妥当性の説明を行うこと。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担については、全体調整を図る必要があり、現時点において会場装飾の費用負担が調整事項となっているため、調整が整うまでは全額組織委員会負担とする。 ・実装に係る価格の妥当性が確認できるまでは、全額組織委員会負担とする。 ・なお、都負担は実施設計着手時の枠内を前提とし、事後的にも大会経費の都の枠内であることを確認することとする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。